

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

8番、日本共産党の福本耕太です。さっそく一般質問に入らせていただきます。

1つ目はですね、子どもの医療費無料化制度を高校卒業まで引き上げるよう求める質問になります。

人口減少が激しい市町村において、子どもを安心して産み育てていける環境づくりは、最優先されるべき行政施策の一つであります。

三枝町長が就任した8年前に、住民の声、議会の要望に耳を傾け、即座に、中学校卒業まで医療費無料化を実施したまでは良かったんですが、その後、年齢引き上げの一般質問を受けても、他の自治体、特に人口減少の激しい島嶼部などで実施が行われても、高校卒業までの引き上げをしようとする動きが見えません。8年は長すぎるのではないのでしょうか。町長の認識を聞きたいと思えます。

年齢引き上げについて、どのように考えておられますか。なぜ、8年間という期間に実施がされなかったのでしょうか。まず聞きたいと思えます。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 奥村忠君。

○健康福祉課長（奥村忠君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

子ども医療費支給事業につきましては、平成25年度に小学校就学以降中学校卒業までの子どもの入院に係る費用を支給対象に新設をいたしまして、その後、平成26年度からは外来に係る費用にも支給対象を拡充し現在に至っておりますが、県内すべての市町が中学校卒業までの子ども医療費の無償化を実施しているにもかかわらず、県からの補助はなく全額一般財源で実施している事業となります。

町といたしましては、少子化対策や移住促進を進める上で、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることにつながる医療費無償化の拡充は重要だと認識しており、町村会で意見を集約し、県に対して乳幼児等医療費支給対象年齢の引き上げを要望しているところでございます。以上です。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

町長の認識を問うてるんですけど、答え課長からされたんで、ちょっとずれてるんじゃないかなと。全額一般財源、町の一般財源ということなんですけども、わずか400数十万円の話で実質上はもっと少ないんですよ、使われてい

る金額は。ですし、高校卒業までの引き上げっていうのは将来的にはもう当たり前になっていく仕組みだと思うんですけども、広がっていつてますんでね。重ねてお聞きしたいんですけど、町長は今、町長選挙にも立候補しようというふうにされてますけども、どういうふうに今後考えてるのかということをお聞きしたいと思うんです。この8年間実施がされていなかったということについては、町長はどういう思いをもって実施してなかったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

子ども医療の無償化について、中学生まで今やっていますが、高校生の無料というの、当然子育て世代の方についてはですね、無償化の拡充は当然重要だと思っておりますし、それがあることによってですね、子どもも安心して学校にも通わせると。そういったことは、当然認識はしております。今後ですね、次の来年以降ですね、そういったことを進めていけたらと考えておりますけども、ただ、町村会にもお願いもしておりますので、それを一方で進めるのと8市9町でできれば県のほうにも要望しながら、同時進行でそういったのはやっていくべきかなとは思って、当然重要だとは思っております。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

なぜ8年間やってこなかったのかということについてはお答えにならなかったんですけども、重要だということについては認識示されましたので、町の姿勢として、土庄町の行政の姿勢としては、今は、前向きに進めていこうと考えてるもんだというふうに理解させていただきたいと思えます。

その上でですね、高校まで引き上げた場合、必要になる予算額っていうのはいくらになるのでしょうか。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 奥村忠君。

○健康福祉課長（奥村忠君）

高校生に係る医療費につきまして集計したデータというのはございませんが、現在行っております小学生及び中学生の9学年を対象といたしました子ども医療費支給事業の令和2年度の決算額が1425万2848円でありましたので、3学年分ということであれば決算額の約3分の1、475万円という数字が一つの目安になるかと思われまます。以上です。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

高校まで医療費無料にするのに475万円ですね。で、できるということがはっきり分かりました。概算ですけどね。で、ですね、私ぜひ、来年度の当初予算でですね、実施してほしいと思うんですけども、これは今、町長選挙に出ようというふうに思われている方、皆さんに対して求めていきたいと思っておりますけども、現在は三枝町長が町長ですので、町長はどういうふうに考えているのか。来年度の予算で入れていく必要があると考えているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

まだ令和4年度全然見ておりませんし、あれなんですけど、予算化という話で475万という数字も今出ました。

今後ですね、先ほど言いましたように中学生まで当然、各市町とも自己財源でやっています。そのあたりもですね、県のほうにも要望し、当然それが一部でも入れば、当然そちらのほうを高校の生徒にもお渡しできるのかなと思っております。

いずれにしてもですね、子どもの医療費の支給事業というのは今後、拡大をしていくべきだと思っておりますので、できるだけ検討していきたいと考えております。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

ちょっと分かるようで分からない答弁だったんですけども、今、県のほうが当然やってくれたら、例えば県のほうが中学校まで無料にしてくれたら、その分今まであった予算を高校に上乘せしてっていうのは当然の話であって、要望していったということもさっき聞いたんですけども、私が言ってるのは475万円を来年度の予算に一般会計から入れることによってですね、一般会計じゃない、まあいいか。入れることによって来年度、令和4年度から実施するという意識が町長の中にあるかどうかということを問うてますので、あるかないかで答えてもらったらいいと思うんです。考えてるかどうか、この質問、もう一週間以上前に出してるんで。「考えといてくださいね」ということで出してますんで。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

当然先ほど言いましたように意識はあります。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

ありますということですので、来年度の予算の中に、もし当選されたら話になりますけども、ぜひ入れていただきたいと思います。

次の質問にいきたいと思います。子どもの国保均等割の住民負担廃止の具体化についてでございます。

6月議会で均等割の実質住民負担の廃止について、私が町に単独で予算化することを求めた際に、町長は「ただの検討ではなく、前向きに検討する」と答弁をされました。

加えて、実質住民負担の廃止を実施するのに必要な町独自の予算額について、福祉課のほうから654万5千円という回答がありました。単年度予算でみればそれほど大きな額ではないんですけども、子どもの多い世帯からするとですね、暮らしを前進させる上で非常に大事な制度だと思っています。

この半年で、どのような制度設計を行い、いつから実施を考えているのかを答弁を求めたいと思います。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 奥村忠君。

○健康福祉課長（奥村忠君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

国民健康保険税の子どもに係る均等割につきましては、6月議会でもご説明いたしましたとおり、国におきまして令和4年度から未就学児に係る均等割保険料の軽減措置が導入されることとなっておりますが、6月議会以降、町として独自の軽減措置を上乗せすることについて検討を行ってきております。

現在の状況ですけれども、令和4年度に導入いたします国保の標準システムにつきましては開発が遅れておりまして、国において実施する未就学児に係る均等割保険料の軽減措置に対応する新システムに、先ほど申しました町独自の軽減措置上乗せ分に係る改修を含めたかたちで行えるかどうかにつきまして、現在システム会社との協議について結論が出ておりません。

担当課といたしましては、まずは国の軽減制度を実施するための改修後の標準システムへのスムーズな移行が行えることを前提に、さらに町独自の軽減措置をシステムに加えることができるかどうか、また、その実施時期や実施規模につきまして検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

今、システムの話は福祉課のほうから答弁があつてよく分かつたんですけども、前向きに進めていくというふうに答弁された町長としてはですね、4月からの未就学児までの無償ということと併せて、その後ですね、どういうふうに具体化を、前向きに進めるということは具体化をするということになりますので、放置するということではない。これは、はっきりしていますので、どのように具体化を進めていこうというふうに考えておられるのか。具体的に言えないところもあると思うんです、システム上の問題で。だから、考え方として答弁いただけたらと思うんですけども。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

これ当然、全国の話でございますし、町村会であります。それから、知事会もあつたりだとか、市町会とかもあります。当然ですね、対象年齢であつたりだとか、軽減割合の拡大というのがどこまでできるのかというのは、当然求めていますので、今後もいろいろなところでですね、いろんな会で機会を通じてですね、要望して、早く皆さまにお示しできるようにしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

質問の趣旨と、また答弁が合っていないと思うんですけど、市町村長会とか、それから医師会のほうからこの意見が上がってるのは知ってるんです。上げることで終わりじゃなくて、私が前回質問したときに町単独でですね、町が負担することによって、住民の負担を廃止してほしい。18歳までの子どもの均等割を廃止する、実質上の負担の廃止ということを求めた際に、前向きにやると言われたんですね。だから、国がどうこうじゃなくて、町村会がどうこうじゃなくて、土庄町として具体的にやると言ってるわけですから、土庄町として三枝邦彦さんがどういうふうにしようとしているのかっていうことをお尋ねしてるんです。

システム上の話はさっき聞いたから、そこはいきなりはできないということは分かりました。

三枝邦彦さんがこの問題に対して、福祉の向上という部分でどういうふうにしたいと思ってるかという自分の意思をお示ししていただきたいということでご質問したんで、そこを具体的にお話していただけたらなというふうに思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（高橋正博君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

今、現在はですね、まだ正式には何歳からだとか軽減割合が何割とか正式には決定はしておりません。自分自身でもですね。できるだけ皆さんの要望を聞きながらですね、そのあたりは決めていきたいと思います。当然、これ町独自の話と町村会また市町会も連携を当然取るところも、これから出てくると思います。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

連携を取るところもこれから出てくるとおっしゃってるんですけど、もうすでに連携やってるんですよ。連携やってる中で、町単独でどうするかということが問われてるんで、ずっと質問してるんです。

6月に町長は前向きに、ただの検討じゃなく前向きに検討するっていうふう具体的にしゃったんで、私は「すごい前向きな答弁されたな」と思ったんで今回の質問に移って、どういうふう具体化を進めているか、いこうとしているかということをお聞きしてますので、ちょっと中身のない答弁に対しては非常に残念だなと。本当に具体化しようという意識があるのかな。町長も含めて検討してきているのかなという疑問は持たざるをえないなというところがあります。そこはやっぱり、ぼやっとした話じゃなくてですね、18歳までの負担の廃止というところですね、町長自身が腹案をしっかり持って、システム変更の後には、どこまでには最大限やろうとか、ということをきちんと示していくということが前向きに検討することだと私は思いますので、そこをしっかりと示していただけるようにしていただきたいと思いますが、答えがなかったので、これ以上言うても、そもそも考えがないんだろうということで、この質問については終わらせていただきたいと思いますが、今後もやっぱり真剣に考えていただいて、子どもの均等割の実質負担の廃止、18歳まで廃止するところ取り組んでいただきたい、本気で取り組んでいただきたいことを求めたいと思います。

3番目の質問に入ります。親が町税を滞納している世帯の子どもに対し、制度利用に制限をかける仕組みっていうのは、もうやめるべきじゃないかということで、これはもう教育委員会、教育長としっかり議論していきたいと思ってるんですけども、現在、土庄町では、義務教育を修了し、高校や大学等へ進学を希望する子ども、学生に対して奨学金を支給する制度を設けていますが、保護者である親が、何らかの理由で町税を滞納すると、子どもが奨学金を受けられ

ない仕組みになっています。この仕組みは奨学金だけにとどまらず、コロナ対策関連の支援金の支給にも適用されました。

子どもが町の制度を利用する際に親の生活状況、経済状況によって制度を利用することが妨げられる、こういうことはあってはならないと思います。即時この仕組みは撤回するように求めたいと思います。

そこで教育長に聞きたいと思うんですけども、最近注目されている言葉で「親ガチャ」という言葉があるんですけども、この言葉の意味とですね、現在のですね「子どもの貧困」について、どのように認識をされているか、認識をお伺いしたいと思うんですけども、時間の関係もありますので、できるだけ短めにお願ひできたらと、要点絞ってお願いしたいなと思います。

○議長（高橋正博君）

下地教育長。

○教育長（下地芳文君）

福本議員の質問にお答えいたします。

まず、「親ガチャ」ということなんですけれども、なかなか非常に最近の言葉でありますので、抽選式のアイテムの「ガチャ」というのがあると思うんですけども、「ガチャ」と同じで、子どもがどんな家庭環境に生まれてくるかということは自分では選べないというようなことの意味を持っているというふうに理解しております。

これを基にして、「子どもの貧困」ということにつながっていくと考えれば、親の貧困であったりとか、例えば、家族や兄弟の介護をしなければならない「ヤングケアラー」というのがこの頃、話題になっておりますけども、そういうような家庭環境、親の負の要素を子どもたちが受け継いでいる。そういうような家庭で子どもたちがいるという、そういうような認識を持っております。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

今、教育長から簡潔にお答えをいただきました。まさにそのとおりで、子どもは親を選べないと。産まれてくるときに、ということで、特に今景気の悪い中で、親がですね、子供の進学のためにお金を出してあげることが非常に難しかったりとか貧困が広がっているということなんですけども、そういう中でですね、親がやっぱり何らかの理由、さっき病気の話も出ましたけども、税金を滞納せざるをえなくなったとき、そういうときに子どもが進学したいと言ったときにですね、奨学金を借りられないというのは、私はこれはね、日本国憲法上の人権の問題だというふうに感じております。

その角度からちょっと聞きたいと思うんですけど、日本国憲法第3章第11条

は、国民はすべて基本的人権の享有を妨げられないこと、そして基本的人権は侵すことのできない永久の権利であることを定めています。その上で13条では、国民はすべて個人として、個人として尊重されることを明記しています。基本的人権というのは、個人にあって、妨げられない権利であって、何人たりとも侵すことのできない永久の権利である上に、国や行政に対しては、ここで最大に、ここで個人の権利を尊重するように、ということが憲法では定められています。

つまり、親にも、それから行政にも子どもの個人の権利というのは妨げられないということが明記されているわけですが、憲法に基づいて定められるのが地方自治体の制度でありますけども、憲法の理念と正反対の仕組みっていうのがですね、これ持ち込まれることというのは、明確な憲法違反であって、子ども個人としての権利を、教育を受けるために奨学金を受けるという権利ですね、それが親と関連して侵害されるという行為は、私はこれは今の憲法には逆行する憲法違反だというふうに思うんですけども、教育長の考えはいかがでしょうか。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

教育長にご質問なんですが、制度に関わるものなので私から答弁させていただきます。

大学生等への奨学金の趣旨について述べさせていただきますと、日本国憲法第26条第1項には「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と定めております。

現在、大学等の高等教育には高額な学費が必要となるため、土庄町では経済的理由により修学が困難である学生等に対し、「教育の機会均等」や「人材育成」の観点から経済的支援として奨学金を支給しています。よって、憲法26条第1項に基づいた「ひとしく教育を受ける権利」を実効化するというような意味で実施しているのが、この奨学金制度と理解しております。

しかし、この奨学金の制度上、奨学金の返済が次の奨学金の貸し付けの原資になっているということから、奨学金の返済が滞った場合には、次の世代の子どもたちの奨学金の貸し付けを行うことができない。ひいては奨学金制度の維持が困難になるということになります。

そのためには、支給した奨学金を延滞なく、遅滞なく、返済を受けることが重要になってきますが、奨学金の支給を決定する時点、申し込みの時点では親等の連帯保証人の信用以外に、お金が返ってくるという判断する材料がありません。よって、現在の制度では、やむを得ず納税証明書等の書類添付をお願い



していると、このような次第です。以上です。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

憲法ではですね、行政における制度の利用というのは、権利は個人にあるんですね。先ほど私、言いましたけども。今、課長がおっしゃった親の収入を見て貸すか貸さへんかを考えると、返してもらえるかどうかということを基準にするっているのは、世帯によって物事を決めてるんですよ。これね、ちょっと行政上、まだ根強く残ってる問題として「家制度」、戸主性という大日本帝国憲法の基での権利というものの考え方が根強く残ってるんじゃないかなと私は思うんです。

今の憲法は親がどうであれ、国の制度とか、それから行政の制度とかっていうのは、個人として受ける権利があるんだということを憲法では謳ってるんで、そこはね、ちょっと誤解があるんじゃないかなと思うんです。それとね、私の考え方なんで、どう考えるかということなんですけど。

それとね、返してもらえるかどうかを基準にというふうにおっしゃった。確かに大事なことではあるんですけど、はて地方自治体の行政全体を見たときにお金が返ってくるかどうかで進めている行政って、いったいどのくらいあるかなと考えたときに、返ってこないということも含めて、いわゆる性善説で、「この子が大きくなって、自分で働いてちゃんと返してくれる」っていうことに期待をして、貸すとか制度を実施するという制度っていっぱいあると思うんですよ。

例えば、橋一本架けるにしても、「ここの橋、わし使わへんが」と、「たぶん一生の内、一回も通らへんわ」という橋に、「私の税金が使われるのは困るわ」というような意見だったときに、「税金ってそもそもそういうもんじゃないでしょと。全体を底上げしていくために使うもんでしょと」というかたちで町は説明すると思うんですね。

介護保険制度を例にあげて言いますと、介護保険料って私たちみんな払ってると思うんですけど、介護保険を利用せず、亡くなった場合は1円も返ってこないんですよ。でも、払い続けられない。行政とか税金の仕組みって、そういう返ってくるか返ってこうへんかっていう仕組みで成り立ってるものじゃないんです、そもそも。

だから、この奨学金を貸すか貸さないかというところだけに、この仕組みを入れて、この子どもには貸します、この子どもには貸せませんっていうことをね、やってしまうと現実的に子どもが進学できなくなったりとか、ということが起こるんですけども。こういうやり方っていうのは、本来の行政の在り方か

らすると、違うんじゃないのかと私は思うんですけども、どう思われますか。返すか、返さないかということが決定的な話に今なってますけど、例えば、貸してて、返さんとあかんのですよ、貸す以上はね。「返してね」っていうことを、しっかりと行政が働きかけて、何年かかってもやっぱりちょっとずつでも返してもらおう努力というのは、行政がするべき仕事やと思うんです。そこ子どもを信用する、町の子どもを信用してやるっていうことについては、考え方としてお聞きしたいんですけど。これは、別に教育長でも教育総務課でもいいんですけど、どう思われますか、考え方として。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

福本議員のおっしゃることはよく分かるんですが、先ほども言いましたように教育を等しく受けれるという、今の子どもが等しく受けれるというのではなくて、今の子も、将来の子も等しく受けれる、そういうことを想定したのがこの制度。この奨学金制度は約 3000 万ぐらいの資金の中で運用しています。ですからその 3000 万に滞納ができる、当然先ほど言ったように次の子が借れない。ですから、そのサイクルをうまく回していくっていうことが、もともとのこの制度の基本にありますので、こちらとしては教育を受ける権利が享受できる、そういう環境を作っている、そういう制度設計にはなっています。ですから、そういうことから考えますと、滞納を防ぐというのがもう大前提となってきましたので、納税証明書とか連帯保証人はやむをえないというような結論になるかと思えます。以上です。

○議長（高橋正博君）

福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

滞納を防ぐということについて、どうやって防ぐかということなんですけど、それを親の収入とか親の滞納状況とかで線引き、足切りしちゃうんじゃなくて、さっきも言うたように、返すことの意義っていうのをきちっとやっぱり学生さんに伝えて、学生さんとの連携を行政としてとって、仕事は増えると思います。でも、どの奨学金もやっぱそうやってやってるんですよね。連絡とって、「貸したんだから、返してこんのは当たり前や」じゃなくて、「返してくださいね」と、ましてや行政だから特に親身になってね、「今、返せへんのか」ってなったら、今月 1 万円とか 5 千円とか、そういうような一般の奨学金より、もっと親身になって対応していくと。どうしても返せへんとか、亡くなってしまう人もいないじゃないですか。そういう人については、どうしても欠損処理しないといけなくなってくるじゃないですか、そういうのは、そういう実情に合わせて欠損処

理も適用して、ということがやっぱり、行政が進めていく奨学金の在り方としては一番ふさわしいんじゃないかなというふうに思うんです。

憲法の話もしましたけども、もちろん憲法というのはありますけど、それそうなるから行政的にせえとかいうよりも、僕は土庄町のね、教育委員会の福祉の心っていうのを信頼したいと思ってるんです。そういう意味で考えていただけたらと思うんですけど、そこで1つ国際的な権利条約というところで「子どもの権利条約」というんがあるんですけど、子どもの権利条約はご存知ですかね。内容聞いても、時間の関係もありますんで、1989年第44回国連総会で採択されて、日本政府は1994年にこれを批准しています。

子どもの権利条約っていうのは、18歳未満の子ども、児童を、権利を持つ主体として位置付けて、大人と同様、一人ひとりを人間として人権を認めるとともに成長の過程で特別な保護や配慮が必要な場合、これを受ける権利があることを定めています。

具体的に教育を受ける権利としては第28条で、国はすべての子どもが小学校に行けるようにしなければならないと、さらに上の学校に進学したいときには、全員にチャンスが与えられなければならないというふうに、この子どもの権利条約は定めているんですね。ここでいう国というのは、べつに政府の話だけじゃないです。国、県それから地方自治体も含めて、全体で公助でカバーしてくださいということなんですけども、そういう意味では26条ではですね、もう一つね重要なことを言ってる。子どもの権利条約の26条で、もう一つ大事なことを言ってるんですけども、そこではね、子どもの家庭の経済状況に触れてるんです。家庭状況により子どもが教育を受ける権利を行使する上で、公助を必要とする場合、公的機関が公助で権利を保障することが重要だということも定めております。

再度申しますけども、こんな立派な子どもの権利条約を1994年にすでに日本政府はもう批准をして、国際社会に対してこういう方向で日本は進みますよという宣言を行っているんですね。ということはですね、それと子どもの権利条約と、それから日本国憲法の個人の権利ということを併せて考えるとですね、そこに基づいて作られている土庄町の奨学金制度というのは、やっぱり僕が言ったみたいに子どもを信頼してですね、まずは貸すと。子どもが成長して大学卒業していく中でつながりを持って、しっかりとまた集めていくという、そういう姿勢が示されているというふうに思います。

これ1回、2回、3回と質問してきましたけども、1回で答えが出しにくい分野でもあると思うんですけど、実現するまで私はこれは質問を続けていきたいと思えますし、教育委員会でもぜひ、そういう憲法と子どもの権利条約の精神からこの制度の改善を図っていただきたいということを重ねて訴えまして私の

質問を終わりたいと思います。